

中国空母「遼寧」の太平洋進出はなぜ脅威か？！

日本は包囲され、シーレーンを脅かされる

樋 口 譲 次

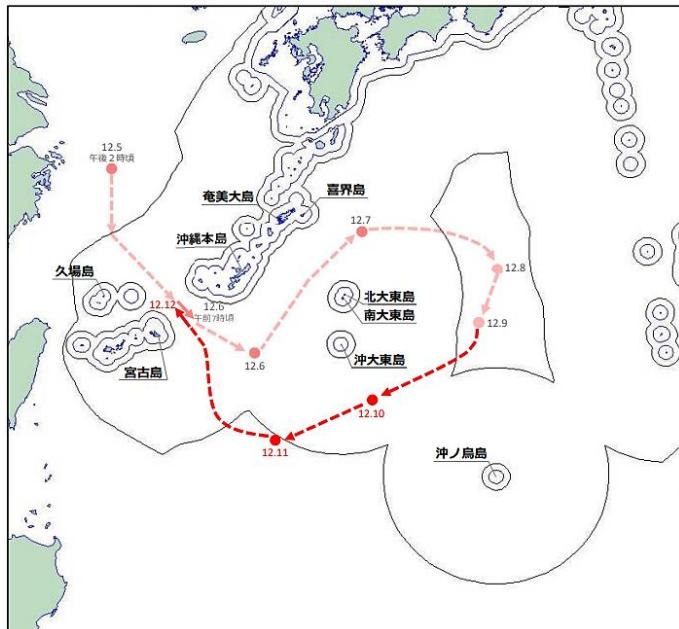
○空自機にレーダー照射した中国空母「遼寧」機動打撃群の行動

中国海軍の空母「遼寧」機動打撃群は12月6日（土）、東シナ海から沖縄本島と宮古島との間の海域を南東進し、太平洋へ進出した。

その際、対領空侵犯措置のため緊急発進（スクランブル）した航空自衛隊のF-15戦闘機に対し、空母「遼寧」のJ-15戦闘機が2度にわたりレーダー照射した。これは、航空機の安全な飛行に必要な範囲を超える極めて危険で、アンプロフェッショナルな行為として国際的に非難されるべき事件だ。

それに先立ち、海上自衛隊は、今年12月5日（金）午後2時頃、中国海軍空母「遼寧」（艦番号「16」）が、久場島（沖縄県）の北約420キロの海域において航行しているのを確認した。

防衛省統合幕僚監部が発表した「中国海軍艦艇の動向について」によると、空母「遼寧」機動打撃群の行動は次図の通りであり、日本南西部近海での6日間の海上行動を終えて12日（金）に東シナ海に戻った。



＜出典＞防衛省統合幕僚監部「中国海軍艦艇の動向について」（令和7年12月12日）

＜注＞薄い赤色の破線は 12 月 12 日以前に公表

空母「遼寧」機動打撃群は、クズネツォフ級空母「遼寧」（艦番号 16）を中心に、ルーヤンIII級ミサイル駆逐艦（同 117）、ルーヤンIII級ミサイル駆逐艦（同 124）、フユ級高速戦闘支援艦（同 901）の計 4 隻から編成されていた。

同打撃群は 12 月 7 日、沖縄本島と南大東島（沖縄県）との間の海域を北東進し、喜界島（鹿児島県）の東約 190 キロの海域を東進した。8 日（月）北大東島の東約 490 キロ、9 日（火）北大東島の東約 490 キロ、10 日（水）沖大東島の南東約 210 キロ、11 日（木）沖大東島の南東約 210 キロの海域に進出し、12 日（金）沖縄本島と宮古島との間の海域を北西進し、東シナ海へ向けて航行したことが確認された。

この間、空母「遼寧」の艦載戦闘機及び艦載ヘリによる発着艦は約 260 回を数える。

月 日	発着艦回数（約数）
12 月 6 日（土）	50 回
7 日（日）	50 回
8 日（月）	40 回
9 日（火）	20 回
10 日（水）	20 回
11 日（木）	60 回
12 日（金）	20 回
合 計	260 回

この動きを受け、防衛省・自衛隊は、海上自衛隊第 6 護衛隊所属「てるづき」（横須賀）、第 4 航空群所属「P-1」（厚木）及び第 5 航空群所属「P-3C」（那覇）により警戒監視・情報収集を行った。また、艦載戦闘機の発着艦に対し、航空自衛隊の戦闘機を緊急発進させ対領空侵犯措置の任務に当たらせるなどの対応を行った。

「レーダー照射事件」が発生したのは、前述の通り、12 月 6 日（土）に中国の空母「遼寧」機動打撃群が東シナ海から沖縄本島と宮古島との間の海域を通過し、太平洋へ進出した直後であった。

○日中の非難の応酬

空母「遼寧」機動打撃群がわが国の近海で活動し、そこから発進した戦闘機は領空を侵犯する可能性があり、その場合、自衛機を緊急発進させ対領空侵犯措置を行うのは、国際法から見ても適切かつ必要で、当然の権利である。

しかし、空母「遼寧」から発艦した J-15 戦闘機は、当該機体に対する対領空侵犯措置を実施していた航空自衛隊の F-15 戦闘機に対し 2 度に渡りレーダー照射を断続的に行っ

た。

1度目は6日午後4時32分から35分の3分間、2回目は午後6時37分から午後7時8分の約30分間であった。

これに対し、小泉進次郎防衛大臣は「航空機の安全な飛行に必要な範囲を超える極めて危険な行為」と非難し、中国側に厳重に抗議し再発防止を求めた。外務省からも抗議を行なった。

中国国防省は、空母の訓練は国際法に合致しており、日本側が「悪意を持って追跡・監視して活動を妨害し、繰り返し航空機を中国が公表した訓練区域に突入させた」と主張し、日本側に非があると反論した。中国外務省も、レーダー照射は飛行の安全を確保するための「正常な操作」であると抗議を拒否した。

小泉防衛大臣は10日（水）の記者会見で、中国側との通信はあったものの、訓練の規模や実施空域に関する具体的な情報は提供されなかつたと反論した。また、中国側は訓練の実施時間と場所の緯度経度を示す正式な航空情報（NOTAM）を提供しておらず、船舶等に示す航行警報も事前に発令されていなかつたと、その不手際を指摘した。

日本側の発表では、中国軍機と自衛隊機との距離は1回目が約50キロ、2回目が少なくとも約100キロ以上で、高度差もあり、十分な安全距離が保たれていたこと、そして航空自衛隊のF-15戦闘機が中国機に対してレーダーを使用したことは一度もなかつたことが確認されている。

小泉大臣は、「我が国が対領空侵犯措置を適切に実施していた際に、中国側が30分間にわたり断続的にレーダー照射を行つたことが問題の本質だ」と述べ、本事件の原因を作つた中国側に再発防止を強く求めていく考えを示した。

一方、中国は、外交戦、歴史戦、情報・宣伝戦などの場を拡大し、国連をはじめ、イギリスやフランス、ドイツ、そしてロシア、北朝鮮など国際社会に向けて執拗に反日キャンペーンを展開している。

今回のレーダー照射事件は、高市早苗首相の「存立危機事態」に係る発言を巡つて、中国側がその発言の撤回を求め、わが国に対する「嫌がらせ」あるいは高市政権を窮地に陥れるなどの一環と見られている。

「存立危機事態」は、わが国と密接な関係にある他国（台湾や韓国など）に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態とされ、限定的な集団的自衛権の行使を認めている。「台湾有事は日本有事」との認識に基づくものである。

では、なぜ「台湾有事は日本有事」なのであろうか？！

この際、改めてその意味を再確認しておきたい。

○中国は尖閣諸島を台湾の付属島嶼と主張

まず、中国が譲れないとする外交政策は「一つの中国」原則である。台湾は中国の不可分の一部、台湾問題は中国の内政問題であり、外国勢力による中国統一への干渉や台湾独立を狙う動きに強く反対する立場から、両岸問題において武力行使を放棄していない。

それらの趣旨から、中国と国交を樹立する場合は、台湾との断交を条件とする「樹交原則」を他国に強いている。

モンテビデオ条約（国家の権利及び義務に関する条約、1933年、於・ウルグアイ）は、国家資格の要件として①明確な領域、②恒久的住民、③政府（統治機関）及び④外交能力（外国との関係を結ぶ能力）の4つを挙げている。

中国は、「一つの中国」原則に基づき、台湾の外交能力を妨害し、国家要件を剥奪して国際空間から締め出そうと躍起になっている。その結果、蔡英文前政権下で、外交関係があつた22ヶ国のうち10ヶ国が台湾と断交し、現在では12ヶ国に減少している。

そして、2005年に制定された「反国家分裂法」第8条では、「平和統一の可能性が完全に失われた場合、非平和的方式やその他の必要な措置を講じなければならない」と規定している。

一方、1972年の沖縄返還に際し、中国外務省は我が国に対し「沖縄返還協定に対する抗議声明」（1971年）を発表した。

その内容は、釣魚島（魚釣島の中国名）は、明代に中国の海上防衛区域に含まれており中国台湾の付属島嶼であること、中国と琉球とのこの区域における境界線は赤尾嶼（大正島）と久米島との間にあること、そして日本政府は日清戦争を通じてこれらの島嶼を搾取したと主張するものであった。

また、2012年には「釣魚島－中国固有の領土」という文書を発表し、カイロ宣言、ポツダム宣言、降伏文書を根拠に、釣魚島は台湾の付属島嶼として中国に返還されるべきと主張した。さらに同年、「釣魚島白書」を発刊し、釣魚島は中国固有の領土であり、中国は釣魚島の主権を守るために断固として闘うと明言した。

なお、カイロ宣言及びポツダム宣言、降伏文書は、台湾及び澎湖島を中華民国に返還するとしており、中台双方の主張の正当性を判断する上で、極めて重要なポイントである。

つまり、中国は、魚釣島を中心とする尖閣諸島は台湾の付属島嶼であると言い張っている。そして、それを根拠に海警局艦船等が尖閣諸島周辺の接続水域内入域や領海侵入を実行動をもって繰り返しており、特に台湾の武力統一には間違いなく尖閣諸島が含まれ、ターゲットになると考えておかなければならぬ。

さらに、最近、中国の論調には、琉球（沖縄）が歴史的に中国の属国であり、日本による「侵略」で奪われたと言う主張がある。中国国営メディアがこの主張を強め、歴史的「証拠」として明時代の勅書などを紹介し、日本の領有権に疑問を呈し、日本を揺さぶるプロパガンダも行っている。

これは中国の地域覇権戦略の一環と見られ、「台湾有事は日本有事」との認識をより強めなければならない論拠の一つでもある。

○台湾喪失はわが国へ危機存亡の影響

中国が尖閣諸島を焦点とする南西地域と台湾に及ぼす脅威は、ロシア及び北朝鮮と同調・連携する現状を踏まえると、単に東アジアのみならず世界の安全保障に影響を及ぼす問題といえよう。

尖閣・台湾は、グローバルな対立あるいは専制主義・強権主義と民主主義との対立の最前線に立たされており、あえて直言すると、東アジアでは台湾海峡や朝鮮半島問題に見られるように、東西冷戦の残渣が完全には払拭されていないのである。

特に台湾は、中国にとって、黄海から東シナ海、南シナ海の重要な海域を支配し太平洋への突破口を開くための不可欠の鍵である。

日米などにとっては、米国を中心とする同盟ネットワーク（鎖）を中央部で結び付ける必須の地位にあり、第一列島線防衛及びシーレーン防衛の要衝である。

米国のインド太平洋戦略は、冷戦期に「アリューシャン列島に連なる『鎖』－日本、韓国、琉球、台湾・澎湖諸島、フィリピン、東南アジアの一部の地域、及びオーストラリア、ニュージーランド－は、中国大陸を囲むようにして繋がっており、この『鎖』こそ、アメリカの考える太平洋地域の安全保障上不可欠なものである」（U.S. Department of State, Foreign Relations of the United States, 1952-54）とされていた。その基本的考え方は、現在でもさほど変わっていない。

台湾喪失は、インド太平洋における米戦略の崩壊につながり、その結果、米国は東アジアにおける膨大な権益を失い、ハワイ以東への後退を余儀なくされよう。

日本にとって、南西地域の南方を脅威に曝され、またシーレーンが脅かされ、中国による経済的・軍事的封鎖のリスクに見舞われよう。

日本は原油資源の9割近くを中東から輸入し、その約8割がマラッカ海峡経由で輸送しているからである。また、台湾に中国の軍事的基盤ができれば、東シナ海側からだけでなく台湾側、さらには今般、中国空母「遼寧」の太平洋進出から想起されるように、太平洋側からも軍事的圧力を受ける態勢になる。

加えて、12月6日のレーダー照射事件とそれに続く中国とロシアの共同爆撃機飛行を考えると、わが国を巡る安全保障環境はさらに悪化し、四周から圧力を受ける新常態（ニューノーマル）の危機的安全保障環境に陥る恐れがあると見なければならない。

そのような戦略的に優位な態勢を獲得するため、中国は、米国や日本など外国勢力による台湾統一への干渉・介入の阻止に血道を擧げているのだ。

一方、台湾の武力統一は尖閣・南西地域への軍事侵攻を伴う蓋然性は否定できず、また、前述の通り、台湾の喪失は「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」になる危険性が高く、それらを想定した「重要影響事態」や

「存立危機事態」への対処はわが国として決して妥協できない問題である。

以上の文脈から、両事態における任務・役割を十分に果たせるよう自衛隊の実力を最大限に高め、日米共同の抑止力を比類なきレベルに強化することは、正に喫緊の課題であるに違いない。

その意味でも、先日公表されたトランプ大統領の「国家安全保障戦略（NSS）」を受け、これからピート・ヘグセス国防長官が発表するであろう「国家防衛戦略（NDS）」には特段の注目が必要である。